平成 20 年 2 月 1 日 施行 改正 平成 27 年 3 月 27 日

(設置)

第1条 新しい地方自治、市民協働の時代にふさわしい職員のあり方、働き方を検討し、それに対応 し処遇していく人事・給与制度を労使で議論することにより、職員の理解度及び納得性を高め、制 度を効果的に運用することを目的として、賃金任用制度検討会(以下「検討会」という。)を設置 する。

(組織)

- 第2条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 検討会に議長を置き、総務部長をもって充てる。

(会議)

- 第3条 議長は、会議を招集し、会務を総括する。
- 2 議長は、必要に応じて委員以外の職員を検討会に出席させることができる。 (分科会)
- 第4条 検討会には、分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、検討会において個別に分科会での検討が必要と判断した事項の調査検討及び連絡調整 等を行う。
- 3 分科会は、検討内容に応じて議長が指名する職員をもって構成する。
- 4 分科会には、リーダーを置く。
- 5 リーダーは、分科会を招集する。
- 6 リーダーは、分科会の調査検討等の結果を議長に報告する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、総務部労務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別表

総合経営部長

行財政改革部長

総務部長

子ども家庭部長

資源循環部長 道路交通部長 学校教育部長 総合経営部経営計画第三課長 総務部職員課長 総務部労務課長 職員団体の役員